

令和8年9月定例会

議 案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第 5 2 号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について . . .	3
議案第 5 3 号	久喜市教育振興基本計画策定委員会への諮問について . . .	6
議案第 5 4 号	令和 9 年度当初教職員人事異動方針について	8
議案第 5 5 号	久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則につ いて	1 3
議案第 5 6 号	久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金 交付要綱の一部を改正する告示について	1 6

**議案第52号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について」につきましては、
人事案件であるため非公開です。**

【職名】

- 1 久喜市教育振興基本計画策定委員会委員**
- 2 久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員**
- 3 久喜市市民大学・高齢者大学運営委員会委員**

件 名

久喜市教育振興基本計画策定委員会への諮問について

提案理由

久喜市教育振興基本計画の策定について、別紙のとおり久喜市教育振興基本計画策定委員会へ諮問したいので議決を求める。

概 要

1 諮問内容

本市教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第3期久喜市教育振興基本計画」について、令和9年度をもって計画期間が満了となることから、次期計画となる「第4期久喜市教育振興基本計画」を策定するため、教育振興基本計画策定委員会に諮問するもの。

(教育総務課)

久教総第 号
令和 8 年 月 日

久喜市教育振興基本計画策定委員会委員長 様

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育振興基本計画の策定について（諮問）

久喜市教育振興基本計画策定委員会条例第 2 条の規定に基づき、久喜市教育振興基本計画について、貴委員会の意見を求めます。

記

本市教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第 3 期久喜市教育振興基本計画」について、令和 9 年度をもって計画期間が満了となることから、次期計画となる「第 4 期久喜市教育振興基本計画」の策定について、ご審議をお願いするものです。

件 名

令和9年度当初教職員人事異動方針について

提案理由

令和9年度当初教職員人事異動方針について、別紙のとおり決定したいので議決を求める。

概 要

1 基本方針

- ・市内小・中・義務教育学校の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- ・市内小・中・義務教育学校の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- ・教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努める。
- ・市内小・中・義務教育学校の教育水準の向上を図るため、県教育委員会の指導のもと、長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。

(指導課)

【案】

令和9年度当初教職員人事異動方針について

久喜市教育委員会は、令和9年度当初人事異動を推進するに当たり、埼玉県教育委員会が通知した「令和9年度当初教職員人事異動方針」に基づき、久喜市教育委員会の「令和9年度当初教職員人事異動方針」を定め、その実現を期すものである。あわせて、埼玉県教育委員会が通知した「令和9年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」についても同様とする。

令和8年9月 日

久喜市教育委員会

令和9年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第3期久喜市教育振興基本計画」を踏まえ、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 市内小・中・義務教育学校の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 市内小・中・義務教育学校の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努める。

- (4) 市内小・中・義務教育学校の教育水準の向上を図るため、県教育委員会の指導のもと、長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適正等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障がいのある教職員については、個々の障がいの状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

令和9年度当初久喜市立小・中・義務教育学校教職員人事異動方針細部事項

令和9年度当初久喜市立小・中・義務教育学校教職員人事異動は、「令和9年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、他市町村との異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）及び事務職員については、原則的として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (6) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。
- (7) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (8) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
- (9) 新規採用の教員及び事務職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。

その際、原則として他市町村との異動を行う。

- (10) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員及び事務職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
- 特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (11) 過員を調整するための異動については、優先して行う。特に他市町村、他校種の異動も含め、重点的に行う。
- また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (12) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
- また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (13) 教職員組織の均衡化を引き続き図るため、校種及び学校規模等を配慮し、他市町村との異動を行う。
- (14) 魅力ある学校づくりを推進するために、他市町村との異動に努める。
- (15) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (16) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるように配慮する。
- (17) 障がいのある教職員の異動については、個々の障がいの状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (18) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (19) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

2 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

市教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

- (2) 退職

ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによるものとする。

イ 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

令和8年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和8年12月8日とする。

件 名

久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

提案理由

久喜市立図書館条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

概 要

1 改正の内容

出入国管理及び難民認定法等の改正により、外国人住民が所有する在留カード及び特別永住者証明書に個人番号カード（マイナンバーカード）の機能を付与した「特定在留カード」「特定特別永住者証明書」の運用が開始されたことに伴い、「特定在留カード」「特定特別永住者証明書」により、図書館資料の館外貸出をできるよう、久喜市立図書館条例施行規則について一部改正するもの。

2 施行期日 公布の日

（生涯学習課）

久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市立図書館条例施行規則（平成３１年久喜市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第１項中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（個人が行う電子情報処理組織による登録の申込等） 第7条の2 前条第1項の定めによるもののほか、個人は、教育委員会が別に定めるところにより電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機と当該個人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用し、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>を提示し、前条第1項に規定する登録を申し込み、当該申込内容に記録された個人を識別できる情報（以下「利用者登録情報」という。）の提供を受けることができる。 2 略	（個人が行う電子情報処理組織による登録の申込等） 第7条の2 前条第1項の定めによるもののほか、個人は、教育委員会が別に定めるところにより電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機と当該個人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用し、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード_____ _____を提示し、前条第1項に規定する登録を申し込み、当該申込内容に記録された個人を識別できる情報（以下「利用者登録情報」という。）の提供を受けることができる。 2 略

件 名

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

提案理由

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

概 要

- 1 改正の内容
補助限度額を子ども・子育て支援交付金交付要綱で定める基準額とするもの。
- 2 施行期日
公布の日（令和8年4月1日から適用）

（教育総務課〔保育幼稚園課〕）

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱（令和元年久喜市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「認定対象者に係る施設等利用給付認定子ども1人あたり月額4,900円」を「子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知）別紙の子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表実費徴収に係る補足給付を行う事業の項3基準額の欄に掲げる給食費（副食材料費）の基準額」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
（補助限度額） 第4条 補助対象となる副食費の補助限度額は、<u>子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知)別紙の子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表実費徴収に係る補足給付を行う事業の項3基準額の欄に掲げる給食費(副食材料費)の基準額</u>とする。	（補助限度額） 第4条 補助対象となる副食費の補助限度額は、<u>認定対象者に係る施設等利用給付認定子ども1人当たり月額4,900円</u> _____ _____とする。